

# 「現代社会」における倫理学習の進め方に関する私的考察

－研究例会での公開授業を素材として－

東京都立西高等学校 新井 明

## 1 はじめに

本年度最後の研究例会で、公開授業をさせていただいた。3月に定年を迎える私にとっては退職前の花道を作っていた気分である。公開授業といっても特別なものを見せるのではないと思いつつ、何を素材に、どんな授業をするか正直悩んだ。結局たどり着いたのは単純なものであった。つまり、都倫研で育ててもらった私にとって、しっかりした授業をすること、それを記録として残すことが研究会への恩返しになろうということである。

私自身は、現在、倫理から離れて経済教育に実践と関心を集中させている。その意味では、本来なら、経済と倫理に関しての授業にすべきであったのだろう。しかし、経済は二学期で終了しており、特別にそれだけをテーマとするより、後掲するが通常の授業のなかで、どれだけ掘り下げたものが提示できるかということ優先してカントを中心とした授業を構想した。

## 2 なぜカント、ニーチェ、アイヒマンなのか

倫理教育においてカントは重要人物である。しかし、私自身はあまり良いイメージを持っていない。一つには、カントの言説そのものが難解すぎて理解できないという、私自身の能力の限界からである。もう一つは、きわめて通俗的であるが、定言命法が納得できない、自分の胸に落ちてこないからである註①。特に後者は、倫理（現代社会）の教科書では必ず扱われているが、なぜカントがそれを言い出したのかという前提を語っていないため、単なる道徳のお説教に終わってしまっていることが嫌でしょうがなかった。では、このようなカントをどう扱うか、一つの問題提起をしたいと思って構想したのが次項にでてくるニーチェをカントとぶつけ、その中間にアイヒマンを置く授業である。

実は、この授業のベースとなっているものは完全にオリジナルではない。アイヒマンを素材にカントを学ばせることは、20年以上前に、東京学習出版社の『倫理資料集』にあった。それは、開高健のアイヒマン裁判のルポを資料として、そこでの「署名は私の人格とは関係ない」というアイヒマンの発言を、カントの「人格」と関連させて考察させる資料が提示されていた。

倫理の専門でもない人間が、どのように倫理を教えたらよいかを悩んでいた時、その資料を見て震撼した覚えがある。こんな切り口が出来るのかという思いであった。ちなみに、その資料を作成したのは、編集長の大島定夫氏だったということの後日ご本人から聞いている。それ以来、アイヒマンとカントは私にとっては大きな課題となり、こだわり続けている。

今回、大島氏のものをそのまま踏襲するのでは、オリジナルに欠ける。そこで、もし確信犯が登場したらカントの定言命法はどこまで通用するかをぶつけてみようと思いついた。登場するのはニーチェである。ハイデガーでもよいのだが、ナチとハイデガーを扱うのは高等学校一年生ではあまりにも無理である註②。したがって、生徒が一番関心を抱くであろう思想家ニーチェを持ってきて、カントとぶつけてみたのである。この対比は、哲学的には無理がある。それを承知の上でのある種の冒険であ

る。専門家でないが故許される逸脱であろう。その特権を利用させてもらった。

では、なぜアイヒマンなのか。それは「アイヒマンは私である」という自覚があるからである。ホロコーストの担い手の小心でありながら強欲、カントを読み定言名法の定義を正確に語ることができる人物、何よりもハンナ・アーレントによって「悪の陳腐さ」と指摘された平凡かつ勤勉な要素、その底にある悪魔性を教員としての私自身が持っているという自覚があったからである<sup>註③</sup>。小官僚として権力の手先として、与えられた仕事には忠実であるという教員のエートスは小アイヒマンである私個人の属性の一つである。そんな自分を対象化して、生徒に投げかけるという隠された意図も含めてアイヒマンに注目してきたのである。

そのような個人的な思いがこの授業のベースにある。それがどこまで公教育の授業で許されるか否か、ぎりぎりの勝負を試みるのも悪くないということでもあった。

### 3 どのような授業を構想したか

では、どのような授業を行なったか。まずは、授業案の準備からである。以下は、当日配布した資料に添付した授業案である。

何点か補足をおきたい。一つは、(5)でも書いてあるが、この授業は二時間連続のものであるということである。今年初めて「現代社会」の授業を2時間連続にしてもらった。アクティビティなどの時間を取るためであると同時に、まとまった内容をテーマとして2時間連続で一気に話してしまうほうが授業効率や内容理解の点でよいのではと思ったからである。学年末の生徒の授業評価では、評価は二分されて、やはりつらいという声と、テーマがはっきりしているし内容的にも深められるという賛成意見もあった。

二番目は、ロールプレイというアクティビティを挿入していることである。これはオリジナルに作成した。2時間連続だからこそできたといえよう。

三番目は、映像資料の活用を心がけた点である。映像は二つ用意した。一つはドキュメンタリー、もう一つは劇映画の一部である。全部を見せないで一部を活用しながら、興味関心を高め、緊張を継続させる試みとした。

#### 授業案 君ならどう裁く「アイヒマン」—カント・ニーチェ・アイヒマン、そしてわれわれ—

(1) 日時 平成22(2010)年 2月16日(火) 5時間目・6時間目

(2) クラス 都立西高等学校 1年H組 43名(男子22名、女子21名)

(3) 教科 「現代社会」1年生必修 哲学倫理分野

(4) 授業構想 全16時間構想 クラスによっては14時間

テーマ1 哲学・思想の全体像を知ろう 映画「ソフィーの世界」を見る

テーマ2 ギリシアの哲学 神話から哲学へ ソクラテス プラトン アリストテレス

テーマ3 ユダヤ・キリスト教 ユダヤ教の成立とその特徴 イエスとキリスト教

テーマ4 イスラム教・仏教 ユダヤ教とイスラム 仏教の考え方 大乘と小乗

テーマ5 近代の思想 ルネサンス 科学革命 ベーコンとデカルト

テーマ6 理性と実存 カントとヘーゲル マルクス主義、実存主義

テーマ7 INERMEZZO 君ならどう裁くアイヒマン(本時)

テーマ8 現代の哲学・思想 モダンとポストモダン 私たちと哲学・思想

(5) 授業の背景 (rational)

- ・必修「現代社会」でどれだけのことのできるかの実験として構想している。
- ・この学年から、センター試験が「倫理+政経」になる。したがって、ここである程度の知識や体系を紹介しておく必要がある。
- ・アクティビティなどを導入するために今年は2時間連続の授業時間を設定してもらった。
- ・通常の講義のなかで、投げ込み的に特集的な講義、活動を入れることを試みている。本時は、その事例である。
- ・内容的には、哲学者の言説を記号として暗記するのではなく、血の通ったもの、私たちの世界観や倫理観のもとになるものとして生かしたいという願いがある。
- ・本時の内容には、三つの意味を込めた。一つは、カントの定言命法やニーチェの超人を自分のものとして考えるしかけを作ることである。二つ目は、ロールプレイというアクティビティの実験である。この種の教材は「三匹の子豚殺人事件」で扱っているのも、その発展でもある註④。また、映像と講義の関係も考慮している。三つ目は、アイヒマンにならないためにはどうするかを考える場を与えたかったことである。大きな状況のなかでいかに人間的、主体的に生きることができるかを切実感とともに考えさせる場がこの生徒たちには必要だと考えたからである。また、それは常に授業者としての「私」にも戻ってくる問いであったからでもある。

(6) 授業のねらい

- 生徒は、先哲の思想や言葉を客観的かつ実感的に理解することができるようになる。
- 生徒は、映像や資料の分析を通して、何が問題になっているかを理解できるようになる。
- 生徒は、講義や活動を通して、問題を自分のものと捉えることができるようになる。
- 生徒は、正義、選択、責任などの概念を、自分のものとして考えるようになる。

(7) 授業の展開

	学習項目	学習の活動	資料その他
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前時の復習</li> <li>・テーマの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の授業で紹介された、カント、ヘーゲル、キルケゴール、ニーチェについて記憶を呼び起こす。</li> <li>・確認の簡単な質問に答える</li> <li>・本日の授業全体の構想を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布プリント⑦⑧</li> <li>配布プリント NTER-MEZZO</li> </ul>
展開 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヒマンとアイヒマン裁判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヒマンという人物を講義を通して知る。ナチスの親衛隊将校、ユダヤ人問題最終解決の参画者の一人、戦後逃亡、イスラエルの秘密警察に逮捕、裁判</li> <li>・アイヒマン裁判の実際を映像で確認する。一種のショー、世界中が注目</li> <li>・そこで何が問題になったのかを各自が確認する。 アイヒマンは有能なスペシャリスト、命令を忠実に果たす倫理を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布プリント IM</li> <li>映画「スペシャリスト」の一部 (NHK 教育 TV 放映)</li> <li>映画「es (エス)」の一部</li> </ul>

	・人はだれでもアイヒマンになれる	・アイヒマンは特別な人間ではないことを、アイヒマン実験の紹介をベースとした映画をとおして理解する。 映画「es (エス)」はスタンフォード実験をベースとした映画である	
展開②	・君ならどう裁くアイヒマン	・ロールプレイ「君ならどう裁くアイヒマン」を演じる。 カント、ニーチェ、アイヒマン以外の生徒は裁判員役として聞き、判断する ・結果の簡単な集計と自分の意見を発表する ・アイヒマン裁判と同じ構造の事件や事例があるかを考える。 汚職事件、公害事件などの当事者	可能ならば、あらかじめ役割を当てておく。  教室の配置なども考慮する。
まとめ	・アイヒマンを造り出さないために ・アイヒマンをどう裁く	・アイヒマン裁判の構造を確認して、二度とアイヒマンを出さないためには何が必要か、カントやニーチェの説を踏まえて、考察する。・また、本当にアイヒマンが裁けるのか、自分自身がアイヒマンにならないための歯止めはなにかを考察する。	課題とする。 考査で確認する。

#### (8) 授業の評価

- 生徒は、先哲の思想や言葉を客観的かつ実感的に理解することができるようになったか。
- 生徒は、映像や資料の分析を通して、何が問題になっているかを理解できるようになったか。
- 生徒は、講義や活動を通して、問題を自分のものと捉えることができるようになったか。
- 生徒は、正義、選択、責任などの概念を、自分のものとして考えるようになったか。

#### (9) 参考文献<sup>註⑤</sup>

- ハンナ・アーレント『イエルサレムのアイヒマン』みすず書房
- ラング編『アイヒマン調書』岩波書店
- ブローマン、シヴァン『不服従を讃えて』産業図書
- 小坂井敏晶『責任という虚構』東大出版会

### 4 アクティビティ「ロールプレイ 君ならどう裁くアイヒマン」

以下、アクティビティの全文を掲載する。内容的には当然十分ではない。厳密に言えばかなりの誤認や論理的破綻があるであろう。しかし、この種の冒険は教室における授業では許される範囲かもしれない。これも一つの参考にして、同種のを可能ならば作成されることを期待したい。

君ならどう裁く「アイヒマン」シナリオ

#### (1) 起訴状朗読と罪状認否

裁判長：これから、ルドルフ・アイヒマンの裁判をはじめます。まず、カント検察官から、起訴状を朗読してもらいます。

検察官：公訴事実。

被告人、ルドルフ・アイヒマンは1932年、オーストリア・ナチ党入党しました。その後、親衛隊員となり、ユダヤ人問題科学博物館長を経て、帝国保安本部秘密国家警察局でユダヤ人強制移住問題を担当しました。1942年1月、ヴァンゼー会議に出席し、いわゆるユダヤ人問題の〈最終的解決〉（絶滅プラン）にも関係し、ホロコーストの担い手として活動して、何百万人のユダヤ人やその他の強制収容所に収容された人間の殺害に加わりました。

罪状、ユダヤ民族に対する罪、人道に対する罪ならびに戦争に対する罪。

裁判長：アイヒマン被告、あなたは黙秘権という権利があります。それを承知して於いてください。

さて、アイヒマン被告、検察官が今読み上げた事実について、何か言いたいことがありますか。

アイヒマン：私は今の起訴状の述べている事実に関しては、無罪です。私は、一人のユダヤ人を自分の手で殺害したことはありません。そもそも人間というものを殺したことはありません。それはカントさん、あなたが主張している通りです。また、また、私はドイツ国民として法律にしたがっただけであり、かつ親衛隊の内部規律にしたがい、命令を実行しただけです。

裁判長：被告人は無罪を主張しました。では、ニーチェ弁護人、ご意見はいかがですか。

弁護人：被告人と同意見です。また、そもそもアルゼンチンから無理やりここまでつれてこられて裁判をおこなうのは国家主権の侵害であり、それだけでも無罪です。

## (2)冒頭陳述

裁判長：わかりました。被告人は無罪を主張していますね。では次に、カント検察官、冒頭陳述をお願いします。

検察官：裁判官、裁判員の皆さん。私は被告人、アイヒマンが有罪である証拠と理由を、1942年のヴァンゼー会議をもとに、あきらかにしたいと思います。

皆さんご承知のように、ヴァンゼー会議は、ユダヤ人問題の最終解決を目指して、開かれた会議です。被告人はこの会議に上司ハイドリッヒとともに参加し、計画の立案をおこないました。最終解決とは、ドイツ占領下のヨーロッパにおけるユダヤ人の集団虐殺計画のことです。ここにアイヒマンが署名した書類があります。このことだけでも被告人は有罪であることがおわかりになると思っています。被告人は、良心のひとかけらもなく、この命令を作成し、署名をしました。検察官としては、これだけでも証拠は十分だと考えます。そのためには、直接被告人尋問をお願いいたします。

裁判長：弁護人、異議はありますか。

弁護人：異議ありません。

裁判長：では、被告人前へ。検察官の質問に答えてください。

## (3)検察官尋問

検察官：この書類の署名はあなたのものですか？

アイヒマン：そうです。

検察官：この書類は、ユダヤ人問題の最終解決を命じたものですが、最終解決とはなんですか。

アイヒマン：ユダヤ人の輸送、収容、絶滅です。

検察官：こんな署名をして、あなたは良心の呵責を感じませんか？

アイヒマン：感じません。なぜなら、この署名は私の人格とは関係ないからです。

検察官：でも、これはあなたの署名でしょう。

アイヒマン：ドイツの官僚世界では、命じられたものに拒否はできないのですよ。これは私の署名ですが、私のものではありません。

検察官：人格とは関係ないとおっしゃったが、私が主張しているように、自律した人間は人格を持ち、日々良心にしたがって生きるべきなのではないのですか。

アイヒマン：その通りです。私も若い頃、先生の著作である『実践理性批判』を読んで大きな影響を受けましたから。

検察官：では、私の定言命法を言ってみてください。

アイヒマン：「汝の意思の確率が常に同時に普遍的立法の原理として妥当するように行為せよ」です。

検察官：その通りですね。その意味はどんなことですか？

アイヒマン：「\_\_\_\_\_」（自分で説明してみよ）

検察官：これを知っているあなたが、なぜ、こんな署名をしたのですか。ユダヤ人大量殺害に加担するような命令に署名したことに、あなたは責任を感じないのですか。

アイヒマン：実は、最終解決の実施を命じられてから、私はカント検察官の言うような原則にしたがって生きるのをやめたのです。私はもはや「みずからの行為の主」ではなく、「何かを変える」ことは自分にはできないと、自らを慰めていたのです。だから、私の人格とは関係ないのです。

#### (4) 証人尋問

裁判長：では、ニーチェ弁護人、証人尋問をどうぞ。

弁護人：あなたはドイツ人ですか。

アイヒマン：オーストリアで勉学や仕事もしましたが、私はゾーリングン生まれのドイツ人です。

弁護人：ドイツ人だったら、私の「超人」という言葉を知っていると思うのですが、どうですか。

アイヒマン：知っています。常に現在の自分を乗り越えてゆく人間のことでしょ。

弁護人：あなたは自分が超人だと思っていますか。

アイヒマン：一時は思ったことがあります、現在は違います。なぜ一時かというと、超人の反対である「末人」はユダヤ人や現代の大衆だと思ったことがあったからです。だからユダヤ人問題の最終解決をするのは、超人の課題と考えたことが確かにあったと思います。

弁護人：ヴァンゼー会議の後、あなたはイエスの磔（はりつけ）を命じた、ローマの総督、ポンティオ・ピラトだと感じた、調書で言っていますが、それはどういう意味ですか。

アイヒマン：ユダヤ人問題の最終解決を、私以外の上の人間が命じた会議に参加して、自分には全然罪はないと感じたからです。

弁護人：あなたは責任はないといいましたが、同時に罪の意識はなかったのですか。

アイヒマン：責任も罪の意識も、ありません。私は命じられたことを忠実に実行する存在になったからです。常に正しいことをせよという倫理は持っていますし、それを実行したきましたが、私の責任の範囲を超えたことからは、責任はもてないし、そもそも「神はいない」のですから、罪も感じる必要はなかったのです。カント検察官のいうような、永久平和もないし、自律的に生きることが出来ない時代には、私のような生き方をすることがもっとも人間的なのです。

弁護人：それではあなたは、今、ユダヤ人を殺せと命じられたらそれを実行しますか。

アイヒマン：それはわかりません。自分が責任を取ることができる地位にいたら、自分なりに考えて答えを出すでしょう。でも、そうでない場合は、わかりません。できれば、いかなる場合も殺すな

かれという定言命法に従いたいけれど、神なき時代には何でもありじゃないでしょうか。

#### (5) 最終論告

裁判長：それでは最終論告に移ります。カント検察官から。

検察官：彼、アイヒマンは有罪です。なぜなら、人間ならどんな状況でも、自分の良心に基づき行動すべきだからです。それは、たとえ命令だとしても、神が禁止した行為はおこなってはいけないからです。それを命令だといって行ったことは、自ら人間であることをやめたことを意味します。自律した個人であることをやめたからといって、責任は回避できません。それ以上の理由は、裁判員の皆様がこれまでの学習を踏まえて、自分でお考えください。あなたがたは、西高の自由を享受している自律的個人であるはずですから、きっとしっかりした判断をしてくれるはずですよ。

裁判長：では、ニーチェ弁護人。

弁護人：私は、本当は、このような卑小な人間の弁護をしたくはありません。なぜなら、神なき時代、超人は、いかなる場合でも自分の運命を引き受けて、現在を乗り越えようとするはずだからです。私の後継者のひとりであるフランスのサルトル君も、アングージュマンということで同じ事を述べているではありませんか。でも、彼、アイヒマンは命令だからそれを忠実に実行しただけだという。そんな卑小な人間は、私の弁護の対象ではない。しかし、それゆえに彼は無罪です。要するに、彼は責任ある主体ではなかったからです。責任ある主体でない人間は、人間でないのですから、責任を取りようがない。したがって、彼の行為を、現代の大衆社会の享楽者、「末人」である西高の諸君は、裁くことができないはずですよ。裁くことができない裁判は茶番だし、その点でも彼に罪を着せることはできないのです。

#### (6) 最終陳述

裁判長：アイヒマン被告。最後に言っておきたいことはありますか。

アイヒマン：私は法律的には無罪です。勝手に逮捕監禁して裁判をおこなうことは許されません。しかし、人道的な点から言えば、私は有罪です。なぜなら、私は強制移送を組織したことに責任があるからです。でも、私は心の底では責任があるとは感じていません。あのような時代にナチのような組織に入った以上、大統領の命令は絶対です。命令を受けた以上、私たち下部の人間は、命令に従う義務を果たせば、あらゆる責任から免除されているからです。だれだって、私のような状況に置かれれば、同じ事をするはずですよ。それを皆さんは、映画「es (エス)」で見たでしょう。だれだって同じなんですよ。

裁判長：これで、アイヒマン裁判を終了します。裁判員の皆さんは、ここまでのやりとりを聞いて、アイヒマンが有罪か無罪かを判断してください。判断をした場合は、なぜそう考えたのかの理由を明確にしてください。判断の基礎として、カント検察官、ニーチェ弁護人のどんな意見を参考にしたのかもあわせて述べてください。

(シナリオ終わり)

## 5 授業の実際

授業はいくら準備してもうまくゆかない。この授業も必ずしも構想どおりではなかった。当然である。それでも2時間をよく付き合ってくれたと思う。授業の実際がどのような雰囲気だったのか、当日参観した大学生（著者が非常勤で出向している上智大学の学生）の感想がかなり正鵠を得ていると

思われるので、許可を得た上で掲載しておく。

◆公開授業の感想（一部省略）

- ・平均すれば生徒の（授業への）切り替は早く、聴取率（授業を聞いている比率）も高いと感じた。
- ・授業はよくまとまっており、学習内容のレベルも高いものだった。
- ・直接、思想家の著作、原典にあたったことはとても良いことであると思ったが、もう少し生徒の解釈するための時間と解釈を問う時間があっても良かったのではないか。（授業時間の構成上やむをえないこととも思いますが）
- ・映画「es（エス）」の生徒からの反応は大変良いように観察された。  
→映像資料などの効果は教員が企図している以上に大きい場合もあり重要？
- ・生徒が定言命法について理解できていないのは残念だった。
- ・公民科教育法のリアペでも書いたが、充実した授業である一方、高校一年生の授業であり、情報量をもう少しスリム化しても良いのでは。（R. O.）

これも何点か補足しておく。

第一は、生徒の原典解釈の時間を取るべきというのはその通りである。カントやニーチェの概略は先行する授業で触れているが、原典は初めてであり、いきなり読まされてもなかなか理解が難しいというのは事実であろう。ただし、一年生の「現代社会」では、原典はほとんど取られていないので、選択「倫理」などでの課題であろう。

第二は、映像資料の有効性である。たしかに臥せっていた生徒が映画がはじまると、首をあげて見始めるという光景は指摘の通りであった。それゆえに、映像を超える何物かを講義で伝えることができるかが授業者の勝負どころである。ちなみに、この授業のあと、何人かの生徒は「es（エス）」を全部見たという話をしてくれている。

第三は、情報量のスリム化の指摘である。その通りであり、すべてをぶち込んだのが公開授業であったが、その後のクラスは、映像を一つにしたり、ロールプレイを読ませるだけにしたり幾つかをカットしながら行なった。また、定言命法の理解度は生徒によることが多い。内容的にはかなり難しいものであることは事実なので、噛み砕く必要はもっとあるだろう。

## 6 生徒の反応はどうであったか

生徒はこの授業をどう受け止めたのか。授業評価からは、おおむね肯定的な評価をした生徒が多かったことが伺える。理解度を確認するために、期末考査では論述問題の一つとして、「アイヒマン的状况とは何か、そこからどう抜け出すか」という問題を作成した註⑥。選択なので、受講生全員が書いたわけではないが、次の文章が出てきた。授業の意図、それも「現代社会」での倫理的分野のねらいをしっかりと受け止めた生徒がいることがわかった。男女各一名、全文を引用する。前者は、公開授業で後ろの方で突っ伏していた一人である。後者は、公開授業以外のクラスの女子である。もっと突っ込んだ記述や正確な分析が欲しいところもあるが、これが出てきて授業者としては満足している。

◆現代日本を救うのは（文章例1）

もし、私がアイヒマン的状况に陥ったら、カント的に生きると思う。なぜなら、カント的に生きるというのは善いことをするためには自分を犠牲にする、つまり常に正しいことをするという生き方だからだ。そして、その生き方は、特に、子どもたちや青年が目指すであろう。それは、小さい頃にテ



レビやマンガで見たヒーローにあこがれているからだ。というわけで、自分もその一人であり、そう生きてみたいと思ったからである。

ところで、アイヒマン的状況とは、権威者の命令を自分が受けた時、どこまで従うのかという状況で、現代の日本にもそれはたくさんある。

例えば、二、三年前に次から次への発覚した食品偽装問題。しかし、これらはどうしてばれたのか？それは内部告発である。つまり、上から命じられたよくないことを、会社を裏切り、自分を犠牲にしてまでも、いけないことはいけないと、善を尽くした行動である。これこそまさに、アイヒマン的状況であり、この内部告発はカント的生き方といえるだろう。

他にも、政治の中でこの状況は起こっていると思うし、もっと具体的に言えば、親友が万引きしていて、それを言わないでくれと言われた自分の状況などがある。

現代の日本、権力者に流されている人は多いだろう。しかし、誰かがカント的に生きることで、日本はもっとよくなるだろう。(T. H.)

#### ◆戦え、小アイヒマン！（文章例2）

ある朝、いつものように学校にゆくと、友達の中の一人の女の子が、みんなから無視されていた。理由はごくくだらないもの。「そんなことするの、やめようよ」と声を張り上げたいのに、クラスのリーダー格の子ににらまれるのが怖くて、なぜか自分も無視してしまう。

ありふれたいじめ、ありふれた状況。しかしこの時、自分の意思を捨てていじめに加わっている彼女は、まさしく現代のアイヒマンである。そう考えると、現代社会の至る所に、自らの意思とそれに相反する行動をとってしまう自分に悩む「小アイヒマン」の姿を見受けることが出来るだろう。もちろんこの私も。

こんな時、確かにカントの言うように、理性に従って正しい行動を取ればそれに越したことはない。しかしそううまくゆくわけもないし、第一にパスカルも言うように、「人間は考える葦」であり、考えなければただの弱い葦にすぎない。だから私は、どんな時も自分を乗り越えてゆこうと考えるニーチェのように生きたいと思う。

先ほどの例をあげると、例えば声を張り上げるにしても、「それが正しいことだから」と淡々とそうするのと、現在を超えようという思いで行動に踏み切るのとでは、全く意味が異なってくると思う。神が死んだ今、人間に必要なのは、こうして自分の頭でものを考え、自分から未来を切り拓く強い主体性ではないのか。

さあ、現代の荒波を、その手で切り拓いて進むのだ！戦え！小アイヒマン！（N. O.）

## 7 まとめと課題

これまで紹介してきた公開授業を踏まえて、「現代社会」における倫理分野の学習に関して幾つかの考察と提言をしておきたい。

「現代社会」が2単位になり、倫理分野はやせ細った。ただでさえ内容が豊富なのにそのなかで何をどのように教えるかを常に問いながらでないといえ、授業が構成できなくなったといえる。そこで必要になるのは、生徒にどんなメッセージを投げかけるかという教員側の思いである。もう一つは、生徒の実態である。多様な生徒がいる。それを一律に見るわけには当然行かない。報告者の勤務校で言えば、難関大学の進学を前提として、それに対応する学力をつけること、そのなかでも社会のリーダーや組

織を支える中核的人物になる可能性が強い生徒たちに、それに必要なエートスを身につけさせることも重要な課題である。学校によっては、もっと生活レベルでの倫理が必要な生徒集団を相手にする場合もあろう。それぞれの生徒のニーズと授業者の思いが重なったときに、良い授業が生まれるのである。その意味で、授業時間のなさは重大問題であるが、それを嘆く前に、自らを振り返るとともに、生徒をよく観察する必要があるということだ。これは言うまでもない前提である註⑦。

生徒へのメッセージは過剰であってはいけない。実は、この公開授業はその点では過剰でありすぎる。メッセージが過剰な授業は、余計なお世話であり、無理やりの強制であり、生徒をダブルスタンダードに追い込むことになる。もちろん、ダブルスタンダードを賢く生きるのも、現代的倫理であろう。しかし、適度な距離感と重さをもったメッセージとなるように自覚したいと思う。特に、倫理は生き方あり方を問うものであるその点への目配りは必要である。

アクティビティを無理やり入れることはないが、できれば項目一つは用意しておきたい。そのしかけの例を公開授業で提示している。しかし、それは万能ではない。現在は活動型授業が全盛で講義型が否定される傾向があるが、生徒によってはしっかりした講義、それも体系的な講義が必要な場合もあるからである。例えば、倫理で言えば、古代から現代まで通史で歴史を教わることがない現在の公立学校では、どこかで全体を見通すことができる通史的な講義が必要なのである。きわめて短時間であるがであるが、「現代社会」の倫理分野で通史的な授業をこのところ継続してきたが、生徒にとってはそれが新鮮でかつ知的刺激になっていることが、授業評価から伺える註⑧。

通史的授業か、テーマ型授業かという問題が常に提起される。答えは両方が必要であるのだが、私見では、通史をベースとしたテーマでない限り、単なる思い付きなりお説教になりかねないと考えている。例えば、経済を語る時功利主義を語らずして、経済的意思決定の重要性やなぜそれが必要かは理解されえないだろう。功利主義を語るには、それ以前のギリシア思想やキリスト教を語る必要がある。そうすると、前提としての哲学史的な知識がどうしてもが必要である註⑨。そのすべてをわずかな時間で消化することはできないが、学習の展望や今学んでいることが長い歴史のなかで形成されてきていることを示唆するような授業は可能であるはずだし、それを志向しなければいけないだろう。

ここまで書いてきて、現在の「現代社会」の枠組みでそれを実現するのは絶望的に困難であることがわかる。しかし、すべてを望むことは当然出来ないし、与えられた条件の中で最善を尽くすのが経済的思考方法である。それが出来ていたかという点では、えらそうなことは語れない。しかし、困難な状況の中でも突破口を開くことが、これを読まれている先生方に望まれていることである。そのための参考及び、乗り越えるべき対象として本稿をまとめてみた。次世代の先生方の活躍を期待して筆を擱きたい。

以上

## 註

- ① 『実践理性批判』の序にも、カント自身が彼に対する批判の一つとして、新造語を導入しているにすぎないというものがあるとして、それに対する反批判をおこなっている。それだけ難解であるということの査証である。また、同書解説には、カントの同調者である詩人のシラーがカントの厳格主義に辟易しての戯詩が紹介されている。それだけ生身の人間にはある種隔絶したものがそこにあるということの意味しているのであろう。岩波文庫版 p 30, および同 p 347。
- ② ナチとハイデガーに関しては、フライブルグ大学学長の就任演説である「ドイツ的大学の自己主

張」をおさめている『30年代の危機と哲学』平凡社ライブラリーが参考になる。

- ③ 「悪の陳腐さ」という言葉は、ハンナ・アーレント『イエルサレムのアイヒマン』みすず書房、p 195にある。また、同書のサブタイトルにもある。
- ④ 「三匹の子豚殺人事件」は、茨城県弁護士会の後藤直樹弁護士が作成した「三匹の子豚」を素材にした裁判のロールプレイ脚本。法教育の世界では有名な教材。今回は、その形式をアイヒマン裁判で実施してみた。
- ⑤ 授業案作成に利用した文献の一部を挙げておいた。ハンナ・アーレント『イエルサレムのアイヒマン』はアイヒマン裁判のルポであり、シナリオの多くの部分はそれによっている。ラング『アイヒマン調書』は近年公開されたイスラエルでのアイヒマンの取調べの記録をまとめたものである。ブローマン&シヴァン『不服従を讃えて』産業図書、は映画『スペシャリスト』の映画製作者と監督による本。最後の小坂井敏晶『責任という虚構』東京大学出版会は、社会心理学者の著書である。「人間は主体的存在であり、自己の行為に責任を負わなければならない」は、近代市民社会の根本原理であり、カントをはじめとする哲学者が前提とする自立的人間像である。この人間像の虚構性を、アイヒマン実験や、映画「es (エス)」の下敷きとなったスタンフォード実験などを紹介しながら俎上に上らせて批判的に検討した研究書である。倫理分野の授業に対する重要な問題提起の書として参照した。
- ⑥ 考査は知識問題 6 割， 論述問題 4 割で出題している。知識事項は絶対に欠かすことの出来ない項目であるが、授業評価のなかでは、授業は面白いのになんでこんな丸暗記の問題を出すのかという批評を受けた。論述問題は、あらかじめ論題を示し 600 字程度で書かせている。この部分が生徒の関心意欲や態度などの評価項目が一番出るところであろう。
- ⑦ 中央教育審議会の教育課程部会「社会・地理歴史・公民」分科会の委員だったとき、現場の声としてひたすら「われに時間を与えよ」と言い続けたが、残念ながら（当然のこととして）無視された。総合的な学習の時間などを設けるより、よほど専門性を重んじた既存の科目を大事にしたほうが良いと考えている。この問題は別に論じたいと思っている。
- ⑧ 現代の生徒は何も知らないとはよく言われるが、知らないのではなく教えられていないのである。その意味では、かつてなぜ東大では公民科の科目を入試に出題しないのかという質問に、「私見だが、歴史を通史で学んだ学生が欲しいから」と返答した古田元夫教授の発言が重い。
- ⑨ これも教育課程部会で、「倫理」が哲学や哲学史であってはいけない、もっと生徒の興味関心を引くものであるべきという発言がなされていたが、違和感を覚えた。この問題は指導要領の編成や教科書の編集とも絡むので論議を深めて欲しいと思うと同時に、実践の場からも提起して欲しいテーマである。